

<報道発表資料>

令和3年12月24日

職員の懲戒処分について

<処分1>

1 事件の概要

当該職員は、令和3年9月3日（金）の勤務終了後、南浦和駅の階段において、女子高校生のスカートの中を、スマートフォンを使用して盗撮し、埼玉県迷惑行為防止条例違反により逮捕された。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県中央児童相談所 主事 男性（25歳）

処分内容 停職 1月

処分年月日 令和3年12月24日（金）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

<処分2>

1 事件の概要

当該職員は、令和3年12月3日（金）の勤務終了後、竹ノ塚駅改札外のエスカレーターにおいて、女性のコートの中を、スマートフォンを使用して盗撮し、東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反により逮捕された。

2 処分の内容

対象職員 都市整備部営繕課 主査 男性（44歳）

処分内容 停職 3月

処分年月日 令和3年12月24日（金）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

○問い合わせ先

(1) 職員の懲戒処分（処分1）について

- 総務部人事課 人事管理担当 松井・大熊
直通048-830-2428 内線2419・2423

(2) 職員の懲戒処分（処分2）について

- 総務部人事課 人事管理担当 松井・森田
直通048-830-2428 内線2421・2423